

## 令和 2 年度第二次補正予算において、新たな項目が入りました!

【ウイルスとの長期戦を戦い抜くための医療・福祉の提供体制の確保】

①**医療従事者等への慰労金の支給** お一人 5 万円

(歯科医師、歯科衛生士、事務スタッフなど)

②**医療機関における感染拡大防止のための支援** 100 万円まで

(消毒液、マスク、ビニールカーテンなど)

本日、閣議決定されましたので、取り急ぎお知らせ申し上げます。

令和 2 年 5 月 27 日 参議院議員 島村 大

# 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業

## 事業目的

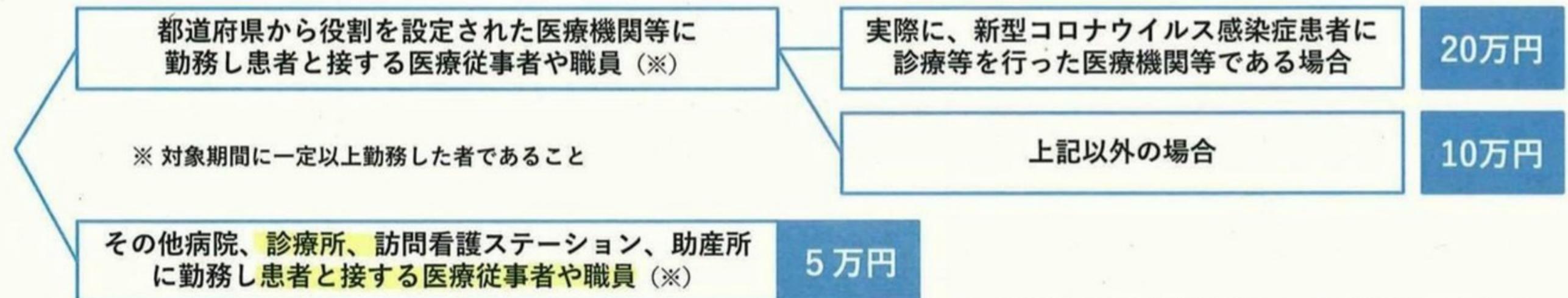
- 新型コロナウイルス感染症への対応において、医療機関の医療従事者や職員は、感染リスクと厳しい環境の下で、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事している。
- こうした新型コロナウイルス感染症の拡大防止・収束に向けてウイルスに立ち向かい、治療を業務として行う医療機関の医療従事者や職員に対し、慰労金を給付する。

## 事業内容

新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都道府県から役割を設定された医療機関等（※）に勤務し患者と接する医療従事者や職員に対し、慰労金として最大20万円を給付する（その他病院、診療所等に勤務し患者と接する医療従事者や職員に対し、慰労金として5万円を給付する。）

※重点医療機関、新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れる医療機関、帰国者・接触者外来設置医療機関、PCR検査センター等

## （給付額）



\* 実際に新型コロナウイルス感染症の入院患者を受け入れている場合には20万円

# 医療機関・薬局等における感染拡大防止等の支援

## 事業目的

- 今後、新型コロナウイルスの感染拡大と収束が反復する中で、医療機関・薬局等においては、それぞれの機能・規模に応じた地域における役割分担の下、必要な医療提供を継続することが求められる。
- 医療機関・薬局等において、院内での感染拡大を防ぎながら、地域で求められる医療を提供することができるよう、感染拡大防止等の支援を行う。

## 事業内容

新型コロナウイルス疑い患者とその他の患者が混在しない動線確保など院内での感染拡大を防ぐための取組を行う医療機関・薬局等について、感染拡大防止対策等に要する費用の補助を行う。

### (医科医療機関の取組の例)

- ア 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒等の環境整備を行う
- イ 待合室の混雑を生じさせないよう、予約診療の拡大や整理券の配布等を行い、患者に適切な受診の仕方を周知・協力を求める
- ウ 発熱等の症状を有する新型コロナウイルス疑い患者とその他の患者が混在しないよう、動線の確保やレイアウト変更、診療順の工夫等を行う
- エ 電話等情報通信機器を用いた診療体制を確保する
- オ 医療従事者の院内感染防止対策（研修、健康管理等）を行う

### (補助額)

- ・ 以下の額を上限として実費を補助
  - 病院 200万円 + 5万円×病床数
  - 有床診療所（医科・歯科） 200万円
  - 無床診療所（医科・歯科） 100万円
  - 薬局、訪問看護ステーション、助産所 70万円

※ 救急・周産期・小児医療機関に対する支援金と重複して補助は受けられない。

### (対象経費)

- ・ 感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用